
プロジェクト	実務対応 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	第 458 回企業会計基準委員会及び第 138 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 458 回企業会計基準委員会（2021 年 5 月 31 日開催）及び第 138 回実務対応専門委員会（2021 年 6 月 4 日開催）で議論された、金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いの事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

II. 分析について聞かれた意見

今後の検討の進め方について

（第 458 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

2. 全体として、事務局の提案を支持する意見が聞かれ、反対の意見は聞かれなかった。
3. そのうえで、次のような質問、意見が聞かれた。
 - (1) 法的な枠組みとして、資金決済法において暗号資産が、金融証券取引法において電子記録移転有価証券表示権利等が定められているので、日本基準の開発についてはこれらを峻別しながら議論を行っていくことが望ましいと考える。国際対応についても、日本基準の開発の経験を踏まえたうえで、これらを峻別しながら議論を行っていくことが望ましいと考える。
 - (2) 電子記録移転有価証券表示権利等について、今後取引が広まっていくかどうかも定かではないというよりは、より慎重に、様々な実験等の取組みが経済界では起きているという前提で情報の収集に注力し、検討を進めていくべきであると考え。
 - (3) 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のディスカッション・ペーパー（以下「本 DP」という。）で取り扱われている分野について、米国基準や FASB の動きに関して何か共有できる情報があれば共有いただきたい。

EFRAG ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」に対するコメントの検討について

（第 138 回実務対応専門委員会で聞かれた意見）

4. 全体として、本 DP に対する総論部分のコメントの方向性に関する事務局の提案を支持する意見が聞かれた。
5. そのうえで、次のような質問、意見が聞かれた。
 - (1) 2019 年 6 月公表に公表された暗号通貨に関する IFRS IC アジェンダ決定（以下「IFRS IC アジェンダ決定」という。）の対象とされていない暗号資産に係る会計上のトピックについても検討することを支持しているという認識でよいか。
 - (2) ASBJ 事務局は、IFRS IC アジェンダ決定に基づき、暗号資産に対して IAS 第 38 号「無形資産」が原則として一律に適用されることが実態を適切に反映しない可能性があることに問題意識を持っているという認識でよいか。
 - (3) 暗号資産の保有に関する会計基準の開発については、我が国では暗号資産を独立の区分の資産として暗号資産独自の会計基準を定めていることも踏まえて、暗号資産を独立の区分の資産として扱う会計基準を設定すべきと考えているという認識でよいか。
 - (4) BIS 規制等の自己資本比率規制において無形資産は資本控除項目として取り扱われることとなる点を踏まえると、暗号資産を無形資産に含めず独立した区分の資産としてその扱いを定めるアプローチを採用すべきとする現在のコメントの方向性を支持する。
 - (5) 暗号資産の保有に関する会計基準の開発について、短期的な対応だけでなく、長期的な対応についての見解も含めて言及することが考えられる。
 - (6) 暗号資産はまだ発展過程にあるため、関連する実務も今後変化していくことが予想されるが、現状、何ら対処しなくてよいとは考えない。その場合、アジェンダ決定や既存の IFRS 基準における狭い範囲での修正で対処していくのではなく、ある程度時間をかけてでも暗号資産についての新たな基準を設定することが望ましいと考える。
 - (7) 本 DP に対するコメントの総論における ASBJ 事務局の見解の方向性については、今後、検討が予定されている IASB 第 3 次アジェンダ・コンサルテーショ

ンにおける潜在的プロジェクトのうち「暗号通貨及び関連取引」についての ASBJ の基本的な見解の方向性と整合性を図る必要があると考える。

- (8) 売買目的で保有する暗号資産について純損益を通じて公正価値で測定すべきとする見解を支持する。他方、売買目的以外の目的で保有する暗号資産の取扱いについても言及する必要がないか検討すべきである。
- (9) 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」では、活発な市場の有無により異なる測定方法を定めているが、同様の取扱いを採用するように提案したとしても国際的にそのまま受け入れられるか多少の懸念がある。

以 上